

業務委託契約書（案）

1 業務名 岡谷市史編さん委託業務

2 業務箇所

3 履行期間 自 令和8年 4月 1日
至 令和12年12月20日

4 契約金額 金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） 円

5 契約保証金

上記業務について、委託者と受託者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

委託者 住所 岡谷市幸町8番1号
氏名 岡谷市
岡谷市長 早出一真 印

受託者 住所
氏名 印

(総則)

第1条 受託者は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の履行期間内に、頭書の業務を完了しなければならない。

(監督員、業務主任担当者)

第2条 発注者は、受注者の業務の遂行について、自己に代わって立会い、指示、承諾又は協議を行う監督員を定め、書面をもって受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 受注者は業務履行について、業務上の管理をつかさどる業務主任担当者を定め、書面をもって発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(業務工程表の提出)

第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に仕様書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から5日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任

し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(契約保証金)

第6条 受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を契約保証金として納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、岡谷市財務規則第135条第3項各号に該当する場合は、全部又は一部の納付を免除する。ただし、受注者がこの契約を履行しないときは、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(業務の調査等)

第7条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。

この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者が協議して定める。

(履行期間の延長)

第9条 受注者は、その責に帰することができない事由により履行期間までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は発注者と受注者が協議して定めなければならない。

(一般的損害)

第10条 この契約の成果物の引渡し前に生じた損害は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰する事由による場合においては、この限りではない。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

別紙5

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

（検査及び引渡し）

- 第12条 受注者は、業務が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならぬ。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。
- 5 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を、発注者に引渡すものとする。

（履行遅延の場合における違約金）

- 第13条 受注者の責に帰すべき事由により、履行期間までに業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は違約金を付して履行期間を延長することができる。
- 2 前項の違約金は、業務委託料に対して、延長日数に応じ、年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。
- 3 発注者の責に帰すべき事由により、第14条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、受注者は、発注者に対して年2.5パーセントの割合で遅延利息の支払を請求することができる。

（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）

- 第14条 契約金額は、次の各号の一に該当する場合は、委託者と受託者とが協議のうえこれを変

更することができる。

- (1) 経済情勢の急激な変動によって、契約金額が著しく不適当と認められるに至ったとき。
- (2) 業務内容を変更したとき。
- (3) その他特別な理由があるとき。

(業務委託料の支払)

第15条 受注者は、第12条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することできる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責に帰すべき事由により第12条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分引渡し)

第16条 成果物について、発注者が別紙仕様書において業務の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第12条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第15条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第17条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

| | |
|----------|---|
| 令和 8 年度 | 円 |
| 令和 9 年度 | 円 |
| 令和 10 年度 | 円 |
| 令和 11 年度 | 円 |
| 令和 12 年度 | 円 |

- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。この場合発注者は、受注者に通知しなければならない。

(契約不適合責任)

第18条 受注者は、第12条第5項の規定による引渡しを行った日から、1年以内に発見された

成果物の契約不適合を修補するものとする。

2 発注者は、前項の契約不適合の修補に代え損害賠償の請求をすることができる。

(発注者の解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日が過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 業務主任担当者を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 第20条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合その他不正行為による解除)

第19条の2 発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合はその構成員を含む。以下この条において同じ。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第53条の3又は第54条の規定による審決（同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第48条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第48条の2第6項の規定により、確定した審決とみなされたとき。
 - (3) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴却下の判決が確定したとき。
 - (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、この契約の入れに關し前項の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を発注者に支払わなければならぬ。業務が完了した後も同様とする。

(契約の解除)

第20条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第19条第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第21条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により業務内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。損害額は発注者と受注者とが協議して、これを定めるものとする。

(秘密の保持)

第22条 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受託者は、業務に関連して知り得た委託者の保有する住民等の個人情報（以下「個人情報」という。）を次の各号の場合を除いては他に開示、公表及び配布をせず、受託者自身もその個人情報を業務以外に利用しないものとする。

(1) 第3条ただし書に基づき書面により委託者の承諾を得て開示する場合
(2) 法令に基づき開示が要求された場合

3 受託者は前項の個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、漏洩防止のための合理的な必要な方策を講じるものとする。

4 受託者は、前3項に規定するほか、個人情報の取扱い及び管理について、個人情報保護に関する法律第66条、第67条及び別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(契約外の事項)

第23条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。